

〔平成 28 年 3 月 22 日  
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

## 政府関係機関移転基本方針

まち・ひと・しごと創生本部においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について検討を行ってきた。

今回の取組は、道府県等からの提案を踏まえ検討を行うものであり、これまで平成 27 年 12 月 18 日に「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」（以下、「移転対応方針」という。）を取りまとめ、その後、「移転対応方針」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき検討を重ねてきた。

検討に当たっては、その機関が地方に移転することによって、①地方創生の視点から、地域の「しごと」と「ひと」の好循環につながるか、②当該機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか、③「なぜ、そこか」について移転先以外を含めた理解が得られるか、④地元の自治体・民間等の協力・受入体制はどうか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提に、有識者の意見も聞きながら、できるだけ道府県等の立場に立って検討を行い、以下の方針を取りまとめた。

### I. 研究機関・研修機関等の地方移転について

#### 1. 基本方針

研究機関・研修機関等の地方移転については、「移転対応方針」において示された以下の考え方にに基づき、同日に有識者から示された「政府関係機関の地方移転について一対応方針取りまとめに当たって一」を踏まえつつ、関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で更なる検討を進めた結果、別紙 1 のとおり成案を得た。

#### （1）研究機関

それぞれの機関のミッションを踏まえ、地域イノベーション創出の可能性や研究成果の地域産業への波及が期待できるかとの観点から、国の機関としての機能を維持・向上することができるかという点を勘案しつつ検討を行った。

具体的には、「移転対応方針」に基づき、①研究機関や研究者の能力や民間の技術力の現状・今後の見通し、②移転先における産学連携体制、研究施設の整備状況、地元自治体の支援体制等を踏まえて、その地に移転することにより、

地域の公設試験研究機関、大学、民間との連携による地域イノベーションの創出が期待できるかの観点を基本としつつ、その地域のみならず国全体として研究能力の確保・向上が見込めるもの（研究分野・内容等を個々具体的に検討）については、移転に伴う懸念事項（研究集積のメリットの喪失、現在の研究連携の喪失、優秀な研究者の流出、コストの増大等（特につくばの研究機関においては、この観点を重視））に留意しながら、機能の移転の様々な方法についても検討した。

## （２）研修機関等

それぞれの研修等の目的・対象ごとに、研修の効果及び効率性を損なわないことができるかとの観点を基本としつつ、研修をその地で行うことによる研修への付加価値等を勘案して検討した。

具体的には、主に中央省庁の職員を対象として当該省庁職員が講師となることが多い研修等については、当該省庁の近隣以外の立地で効果・効率の確保・向上は期待しにくい一方、研修等の対象者として、全国から受講生を集めるものについては、受講者の利便性が著しく損なわれないこと、研修効果を維持できるだけの講師が確保できること（講師の利便性が著しく損なわれないこと）の観点を基本とし、その地域ならではの研修内容（全国的にみて優れた取組として認知され、かつ全国に汎用性のあるもの）を勘案して検討した。

また、研究機器や特殊な施設を必要とする研修等については、地域において研修等に必要な施設の用意があるものについて移転の具体化を検討した。

なお、全部移転が適当でない場合においても、自治体・民間等の協力・受入体制の用意等により国費の増嵩を抑制しつつ、その地域ならではの価値の高い研修内容の説明が可能なものは、地方での研修等の一部実施の具体化について検討した。

## 2. 今後の進め方

### （１）地方創生推進交付金等の活用

研究機関については、今回の取組により創設される地方拠点を核とした地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることが、また、研修機関等についてはその地域ならではの研修等を地域で行うことで地方創生につながるということが重要である。

このため、平成 28 年度からの導入が予定されている「地方創生推進交付金」（地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するため、官民協働、地域間連携、政策間連携等による地域イノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することを目的としている）等の運用に当たっては、今般の研究機関・研修機関等の地方移転の取組を、地域イノベーションの好循環の形成等につなげていくよう配慮する。

## (2) 年次プランの作成とフォローアップ

研究拠点等の設置は、それ自体がゴールではなく、むしろ取組のスタートであり、今後、具体化を進める中で、地域間連携や政策間連携を図り、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見越した体制・内容を拡充していくことが重要である。

このことを踏まえ、研究機関・研修機関等については、基本方針を決定した後、更に関係者間において検討を進め、平成28年度内に、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを関係者間で共同して作成する。また、地域イノベーションの進展等、今般の地方移転の取組について、政府において定期的に適切なフォローアップを行う。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）」に盛り込まれた「今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。」ことについても、政府において適切にフォローアップを行う。

## II. 中央省庁の地方移転について

### 1. 基本方針

中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む）の移転については、以下の基本的視点から検討を進め、別紙2のとおり成案を得た。今後、この基本方針に沿って取組を進め、その進展について適切なフォローアップを行うものとする。

#### (1) 地方創生の視点

地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

#### (2) 国の機関としての機能確保の視点（注）

地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

- ①地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。
- ②「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。
- ③危機管理等官邸をはじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。
- ④当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

#### (3) 移転費用等の視点

- ①地方移転によって、過度な費用の増大や組織肥大化にならないか。

②地元の協力・受入体制が整っているか。

(注)「国の機関としての機能確保の視点」に関する検討について

中央省庁については、1.(2)の「国の機関としての機能確保の視点」から、以下のとおり業務内容に応じた検討を行った。

①「危機管理業務」、「外交関係業務」及び「国会対応業務」について

- ・ 中央省庁は、内閣の統轄の下、国が果たすべき役割について、総合性、機動性を持ち、重点的かつ効率的に行政事務を遂行することが求められることから、官邸をはじめ関係省庁に近接した地域に立地しており、特に、「危機管理業務」や「外交関係業務」は、官邸からの指示を受け、迅速かつ密接に連携を図り業務を遂行することが強く求められる。
- ・ また、行政権の行使に関し、国会に対して連帯して責任を負う内閣の下にある中央省庁の「国会対応業務」(議案の提出、答弁、説明等)は、我が国の憲法上の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないように十分な留意が必要である。

②「政策の企画・立案業務」について

- ・ 法案作成等の「政策の企画・立案業務」については、政府全体の調整が必要とされる場合が多く、官邸、関係省庁から遠隔の地に所在する場合には、これらの業務の適切な遂行が困難となる場合があることに留意する必要がある一方、「施策・事業の執行業務」と密接不可分な部門については、執行部門に近い立地とすることが適当である。

③「施策・事業の執行業務」について

- ・ 「施策・事業の執行業務」については、多くの省庁において地方支分部局等が担っているように、できる限り実施現場に近いところで実施されることが効果的・効率的である。したがって、地方創生の観点から、地方を対象とする「施策・事業の執行業務」、あるいは、執行業務と密接不可分な一定部門の「政策の企画・立案業務」については、地方移転を検討することは意義が大きい。また、既に地方支分部局等で事務を実施している場合は、この機能強化についてさらに進める必要があると考えられる。
- ・ 上記の具体的な検討に当たっては、当該機関の効率的な業務運営や全国に所在する関係者に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がある。このため、
  - (ア)「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるかについて留意する必要がある。
  - (イ)ICT(テレビ会議等)活用による業務改善や地域の協力によって人材確保を含む機能確保が可能かどうかといった点について、実

地における検証を含め検討を行う必要がある。

(ウ) 移転費用等の視点から、地方の協力も得ながら、移転に伴うコストを極力低減することや拡充方向が出されているもの以外の組織の肥大化を避けるための工夫について積極的な検討が必要である。

(エ) 移転先となっている地元の協力・受入体制が整っているかについて、留意する必要がある。

## 2. 国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）

今回の政府関係機関の地方移転の取組は地方からの提案を受ける形で実施したが、これとは別次元の取組として、民間でみられるような、ICT を活用したテレビ会議やテレワーク等を通じた業務実施の試みを更に進め、国家公務員全般にわたる従来の業務形態を見直すことは、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点にとどまらず、国家組織のあり方や行政改革の視点から意義が大きいと考えられ、働き方改革にもつながるものである。

このため、地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、SNS の普及に見られるような ICT の進展を踏まえ、テレビ会議やテレワークその他最新の ICT 等も活用した実証実験に政府全体で取り組む。

こうした取組の先行的実施として、文化庁、消費者庁及び統計局においては、地元の協力・受入体制の意向を確認しつつ、テレビ会議などの ICT 活用等を通じ、機能発揮の可否や具体的な課題など地方移転のメリット・デメリットについて検証を行いながら検討を進める。この先行的実施の状況を見つつ、各省庁も参加して試行することとし、新しい時代にふさわしい国家組織のあり方や行政改革、働き方改革について検討し、成案を得る。

## 研究機関・研修機関等に関する地方移転の内容 (文部科学省関係)

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
岐阜	(独)宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	宇宙教育活動における連携	速やかに岐阜県・各務原市とJAXAの間で連携協力協定を締結し、かかみがはら航空宇宙科学博物館などを活用して岐阜県・各務原市が取り組む宇宙教育活動・宇宙教育プログラムにおいて、ロケットエンジン等の展示物提供や講師派遣などを通じてJAXAが積極的に連携する。
山口	(独)宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	防災分野等におけるリモートセンシング利用技術の研究、人材育成、国際連携、災害対応の強化のため、宇宙航空研究開発機構の衛星運用や利活用拠点の設置	山口県、山口大学とJAXAの間で協定を平成28年度中に締結し、平成28年度中に西日本における連携拠点として、「JAXA西日本衛星リモートセンシング防災利用研究センター(仮称)」を設置するとともに、衛星画像データを実際の災害対応に利用するために、山口県防災会議の下に関係機関等で構成する協議会を、平成28年度中に設置する。「JAXA西日本衛星リモートセンシング防災利用研究センター(仮称)」には、衛星データの受信・解析に必要なサーバー等の機器類の設置、パラボラアンテナの移設等を行う。 平成28年度以降、当面は、災害面での連携、衛星データの研究面での活用を進め、将来的には、国の危機管理の在り方や、リモートセンシングの利活用や産業集積などの地域波及効果の状況を踏まえ、他分野での活用や人材育成機能、国際連携の機能等について拡充を目指した検討を進める。
福井	(独)理化学研究所 (理研)	加速器を用いた生物照射の研究や利活用のため、理化学研究所仁科加速器研究センターの協力による育種研究連携拠点の設置	平成28年度から、若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所が、県内外の大学・研究機関と協力して育種関係の研究会や相談会を開催する。さらに将来、若狭湾エネルギー研究センターに西日本における育種研究連携拠点を設置する。 また、同年度から、若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所で、真菌類に対するイオンビーム照射研究などの共同研究を新たに開始するとともに、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP <sup>※</sup> )において進められている「次世代農林水産業創造技術」での新たな育種体系の確立において、理化学研究所と若狭湾エネルギー研究センター及び福井県立大学が連携を強化する。  ※ 総合科学技術・イノベーション会議(GSTI)が自らの司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するためのプログラム。
京都	(独)理化学研究所 (理研)	脳科学分野やAIに関する地域イノベーション創出のため、理化学研究所と地域の大学・企業等との共同研究の展開	理研、地域の大学や企業等が連携を行うため、京都府の協力の下、公益財団法人京都産業21けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)が連携のための事務局機能を担う。 具体的には、理研、地域の大学や企業等の参画を得て、平成28年度より脳科学・AIに関する具体的な共同研究テーマの発掘・探索作業を行い、具体的なテーマを設定のうえ、順次、研究前段階のフィージビリティスタディーを実施する。 また、その進捗状況を踏まえ、脳科学・AI分野におけるさらなる共同研究テーマの発掘・探索作業や地域イノベーションの出口戦略の検討を行う。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
兵庫	(独)理化学研究所(理研)	産学連携体制の強化のための連携拠点の設置	理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等が、地元自治体、関西地区の大学や企業との連携を推進するための「科学技術ハブ推進本部関西拠点(仮称)」を設置する(平成28年度中に設置予定)。 これにより、リサーチコンプレックス推進プログラム※を円滑に進めるとともに、関西広域での産学連携、イノベーション創出を進める。 ※地域に集積する産・学・官・金(金融機関)のプレイヤーが共同で将来実現される地域の姿と社会的価値を「ビジョン」として掲げ、国内外の異分野融合による最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成を一体的かつ統合的に展開するため公募型プログラム((独)科学技術振興機構が推進する研究成果展開事業の一つ)。
広島	(独)理化学研究所(理研)	広島大学が所有するイノベーションプラザを活用したライフサイエンス共同研究拠点の設置	広島大学イノベーションプラザにおいて、地元自治体と連携しつつ、理研及び中国・四国地方における複数の研究機関、企業等の参画を得て、細胞医療・細胞生物資源開発分野等における共同研究を推進するための拠点を設置する(平成29年度末までに設置予定)。 これにより、広島を中心とした中国・四国地方での産学連携、イノベーション創出を進める。
福岡(福岡市)	(独)理化学研究所(理研)	理化学研究所、九州大学、福岡市の三者による連携協定に基づく応用化学分野等における地域イノベーション創出に向けた連携拠点の設置	理化学研究所、九州大学及び福岡市の三者による「地方発イノベーション創出に向けた連携協定書」(平成27年3月30日)に基づいて、地元企業等の参画を得ながら、福岡県の支援も活用しつつ、イノベーション創出を進めるため、連携拠点を設置することを視野に検討を進める。 これにより、まずは九州大学大学院工学研究院、九州大学未来化学創造センターと福岡市が提唱する分子システムバレー構想の具体化に向けて、光学材料におけるエネルギー変換に関する共同研究等に着手するとともに、今後、幅広い分野において共同研究テーマを順次設定する。
福岡(久留米市)	(独)理化学研究所(理研)	福岡県におけるバイオ産業振興のため、理化学研究所と地域の大学・企業等との共同研究の展開	福岡県バイオ産業拠点推進会議を母体として、「理化学研究所との連携にかかる協議会」を、久留米市の協力の下、(株)久留米リサーチ・パークが主導する形で平成28年2月に設置し、協議を開始した。 本協議会において、主として医薬・機能性食品等のバイオ分野において、理研、地域の大学及び企業等が参画する形で共同研究テーマの発掘・探索作業を行った上で共同研究を展開する。 これらの共同研究により得られた成果や発展性を踏まえて、久留米市をはじめとした福岡県におけるバイオ関連産業の更なる発展を目指す連携拠点等の新しい連携体制の在り方も模索する。
青森	(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)	海洋分野における人材育成等を図るため、海洋研究開発機構の連携拠点の設置	平成27年9月に締結された八戸工業大学とJAMSTECの連携協定に基づいて同年10月に八戸工業大学内に開所された「JAMSTEC連携連絡室」について、八戸工業大学とJAMSTECの連携を強化し、その機能を拡充する。 具体的には、平成28年度より、八戸工業大学内での海洋関連の研究開発及び産業振興に資する人材の育成を行うことを目的とした学科横断コース及び連携大学院の設置についての具体的な検討を行う。 また、平成29年度以降に八戸工業大学内に学科横断コース(海洋学)を新設し、JAMSTECが講義の一部を受け持つ。 さらに、地元企業・教育機関・金融機関・地元自治体などによる産学官金のネットワークにJAMSTECも参画する。そこで、共同研究・開発などの取り組みや、将来の海洋資源開発や海洋環境保全に関する研究開発促進の拠点構築に向けた県・市の検討にも参画する。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
高知	(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)	海洋分野における地域イノベーションの創出等を図るため、海洋研究開発機構の連携拠点の機能拡充等	海洋・海底関連産業のクラスター化や海洋人材等育成フィールドの確立などを旨とし、高知大学とJAMSTECが共同運営を行っている高知コアセンターのコア資源など高知県の海洋・海底分野のリソースを活用した連携を強化する。 その際には、高知県のイニシアティブの下で進められている産学官連携会議(平成23年5月設置)や産学官民連携センター(平成27年4月設置)などがつなぎ機能(リエゾン機能)を発揮し、JAMSTECをはじめとした関係者間の連携を強化する。 平成28年度より、JAMSTEC、高知大学等が連携した共同研究の発掘・具体化(海底コア微生物等)や、高知県でのアウトリーチ活動の拡充等の人材育成の具体的な方策の検討などを実施し、順次発展させる。
秋田	(独)教員研修センター	言語活動指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった秋田県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる先進校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「言語活動指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度から秋田県で研修を実施する。
富山	(独)教員研修センター	キャリア教育指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった富山県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる取組を有し、地元でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「キャリア教育指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度から富山県で研修を実施する。
福井	(独)教員研修センター	小学校における外国語教育指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった福井県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる先進校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「小学校における外国語教育指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度以降、福井県で研修を実施する。
三重	(独)教員研修センター	外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった三重県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる地域の実態に応じた取組をしている実践校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」について、県と連携し、平成29年度から三重県で研修を実施する。
石川	(独)国立美術館	東京国立近代美術館工芸館の移転	近代工芸分野等における国全体及び当該地域の文化振興や観光振興の視点等に留意し、石川県において現工芸館と同規模程度の施設を整備することを前提に、具体的な施設機能や時期等について、文部科学省、国立美術館及び石川県において、数年のうちに移転する方向で更なる検討を進め、平成28年8月を目途に一定の結論を得る。併せて移転までの間における国立美術館及び石川県が連携した取組等についても検討を進めることとする。



# 「政府関係機関移転基本方針」における文化庁移転関係の内容

## 文化庁の移転について（京都府提案）

### （1）地方創生の視点

文化庁が京都府に移転することは、以下の理由により極めて意義が深い。①文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できること、②京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できること、③グローバル化の時代、政治・経済、マスメディアが東京に集中する中で、地方創生のためには、地方の多様な文化への誇りの確保とその活用が求められており、文化の多様性の確保が重要であることから、地方創生の視点からみて意義は大きい。

### （2）国の機関としての機能確保の視点

- ① 文化庁は施策・事業の執行業務が一定規模を占めており、しかも地方支分部局等の地方関係機関を有していない。これらの業務については、現場に近いところで実施する視点から、ICT の活用等による業務の効率性や他の地域からのアクセスも考慮しつつ、移転する方向で具体的に検討することが適当である。特に、京都及び関西に多数が集積している文化財関係業務については、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生など今後拡充が見込まれる業務を勘案すれば、移転の効果は大きいと考えられる。
- ② 政策の企画・立案業務については、移転する執行業務と密接不可分に行うことが効率的な業務の移転について、併せて検討することが適当である。
- ③ 文化庁は予算規模・人員とも文化財行政の比重が大きいだが、これ以外の文化行政についても、一体として実施することが効果的であるものは移転することが適切と考えられる。なお、移転する組織の範囲や東京の部局との連携の方法については、ICT の活用等による実証実験等を活用して、検討することが考えられる。

### （3）移転費用等の視点

文化庁の移転に伴う費用については、京都側が土地の提供や庁舎建設費用についての応分の負担をする意向が示されている。国としても、行革の観点を踏まえつつ、具体的な移転費用の検討や機能強化を図るため、今後、内閣官房及び関係省庁において具体的な協議を進めていく必要があると考えられる。

### （4）具体的な対応方向

文化庁については、以下のような方向で進める。

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICT の活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。

注：文化関係独立行政法人とは（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構である。